

令和5年8月22日（追完） 令和5年9月16日

地域密着型サービス運営推進会議代替資料の公表

厚生労働省令第34号（平成18年3月14日）第108条の規定に基づき、運営推進会議を開催するところ、新型コロナウイルス感染症の流行を理由として令和2年2月27日に面会謝絶を決定、以降継続中であること、あわせてこの会議を中止しているため、開催の際に配布する予定であった資料を公表し、開催に代えます。

千葉県長生郡白子町幸治3079番地3

設置主体) 株式会社 相生

代表者) 代表取締役 萩原 将之

事業所と事業主体の概要

事業所の名称	ゆうなぎ九十九里
サービスの種類	認知症対応型共同生活介護 (通称：グループホーム、認知症高齢者グループホーム) 介護保険事業所番号1275900213
サービスの定義 介護保険法 第8条第20項	要介護者であって認知症であるもの（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。）について、その共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいう。
所在地	〒283-0102 千葉県山武郡九十九里町小関2316番地1 電話0475(70)7333 FAX0475(70)7335
開設年月日	平成17年10月 1日開設、利用定員9人（一番館）
共同生活住居	平成23年 4月 1日開設、利用定員9人（二番館）
利用定員	
事業主体	〒299-4216 千葉県長生郡白子町幸治3079番地3 (商号) 株式会社 相生 (かぶしきがいしゃそうせい) 電話0475(36)5711 FAX0475(36)5712

運営推進会議の概要	
予定していた日時、会場	令和5年8月22日13時30分から 当ホーム二番館のリビングダイニング
会議の構成	
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・当ホーム入居者 ・地域住民 ・ちどりの会 (当町所在、ボランティア団体) ・当町健康福祉課 ・当町地域包括支援センター ・当町社会福祉協議会 ・当ホーム管理者、当社代表者
予定していた議題等	
1. 入居者情報（保険者、要介護度等）	
2. 新型コロナウイルス感染症について 当ホームクラスター感染事象の発生	
3. 次回運営推進会議も中止、資料配布	

1. 入居者情報

① 保険者等

保険者	当町	長生郡白子町	茂原市	合計
人数	15	2	1	18
増減	2			2

前回会議時点（6月22日）16

当町2名、7月に入居。

② 要介護度等～前回当会議開催時とほぼ変化はない。

当ホームをして最大の課題は、面会交流、外出等について、依然として慎重にならざるを得ず、日常生活を通じたリハビリテーションに支障を来たしている。当ホームをして、制限下において、ADLの維持改善を図る妙手はなく、当ホーム一番館二番館間の往来を積極的に推奨するほか、二番館においては2階建て2階居室を利用している入居している入居者にあつては、階段の昇降を積極的に推奨するなどしている。

※この項、前回資料と同一記述



高齢者の認知機能低下、8割の施設で コロナ制限影響か～
日本経済新聞（2022.06.25WEB）

<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUE069J50W2A600C200000/>

（当該記事 QR コード）

2. 新型コロナウイルス感染症について

(1) 当ホーム、クラスター感染事象の発生

時期	事象	公表等
8月22日	一番館の入居者2名、役職員2名新型コロナウイルス感染症を発症	8月22日、発症した入居者の家族関係者には電話。それ以外の家族関係者にはレタックス（WEB速達）、電子メール。23日第1報として、当社WEBサイトで公表。千葉県知事部局当社所管課、当町に報告。
8月24日	一番館の入居者5名、役職員2名新型コロナウイルス感染症を発症。この日までの感染者の累計、入居者7名、役職員4名、合計11名	8月24日、発症した入居者の家族関係者には電話。それ以外の家族関係者にはレタックス（WEB速達）、電子メール。25日第2報として、当社WEBサイトで公表。千葉県知事部局当社所管課、当町に報告。10名以上の感染者となったため、所轄保健所に報告。
8月27日	役職員2名新型コロナウイルス感染症を発症。この日までの感染者の累計、入居者7名、役職員6名、合計13名	8月27日、家族関係者にはレタックス（WEB速達）、電子メール。28日第3報として、当社WEBサイトで公表。千葉県知事部局当社所管課、当町に報告。10名以上の感染者となったため、所轄保健所に報告。
8月29日	二番館の入居者2名、役職員3名新型コロナウイルス感染症を発症。この日までの感染者の累計、入居者11名、役職員7名、合計18名	8月29日、家族関係者にはレタックス（WEB速達）、電子メール。30日第4報として、当社WEBサイトで公表。千葉県知事部局当社所管課、当町に報告。10名以上の感染者となったため、所轄保健所に報告。
8月31日	号外として当社WEBサイトで公表。趣旨は、当面の間、入居者が感染発症した場合に限り、当ホームから個別に家族関係者に電話等で速報するが、それ以外の場合には特段の連絡は差し控え、当社WEBサイトで公表するから確認願いたいとした。	
9月8日	最後の感染発症から10日が経過し、入居者の施設内療養が完了。感染発症した入居者、役職者に重症化したケースは皆無。全員軽快。	

なお、当社WEBサイトに公表第1報から号外まで掲載。詳細は当社WEBサイトを閲覧されたい。また、当社が経営管理する同種僚施設、長生郡白子町所在のゆうなぎ白子にあつては、同様事象の発生をみていない。両施設ともに当社が経営管理しており、両施設間を往来する役職員もあることから、ゆうなぎ白子において同様事象の発生をみなかったことは、不幸中の幸いであった。

(2) 新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行（5月8日以降）

- ① 当ホーム、当社経営管理の同種僚施設、ゆうなぎ白子ともに、引き続き、令和5年7月29日付無期限の面会謝絶等を要請した件を継続。但し、面会については、例外なき謝絶を強いることはせ

ずに、事前に面会予約を要請し、個別の事案毎について検討、屋外や感染対策をした面会室を用いて、要望に応じていきたい。

- ② 役職員のマスク着用については例外なく解除しない。当ホームのマスク着用の考え方については後述。

(3) 本年3月13日以降のマスクの着用の考え方について

国（厚生労働省）が既に発出の「令和5年3月13日以降のマスクの着用の考え方について」を踏襲する（末尾参照）。

3. 次回運営推進会議の開催日程（開催見送り）

通常であれば、令和5年度運営推進会議の第4回は、10月23日（月）13時30分から予定するところ、開催は見送り、今回と同様に、開催の際に配布する予定であった資料を公表し、開催に代えることとする。

以上

本件のお問合せ先
事業主体) 株式会社 相生 代表者) 代表取締役 萩原 将之
電話 0475-36-5711

～令和5年3月13日以降のマスク着用の考え方について～

<着用が効果的な場面>

○高齢者など重症化リスクの高い方への感染を防ぐため、下記の場面では、マスクの着用を推奨します。

- ・医療機関を受診する時
- ・高齢者など重症化リスクの高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設などへ訪問する時

<医療機関や高齢者施設などの対応>

○高齢者など重症化リスクの高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設などの従事者の方は、勤務中のマスクの着用を推奨しています。

※マスクの着用は個人の判断に委ねられるものではありませんが、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容されます。（出典：厚生労働省 令和5年3月13日以降のマスク着用の考え方について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku_00001.html



ゆうなぎ九十九里、ゆうなぎ白子
弊社の詳細は、こちら

QRコード弊社WEBサイト



ワムネット、ゆうなぎ九十九里の評
価掲載当該サイト

QRコードワムネット



ゆうなぎ九十九里、運営推進会議録
掲載サイト（ワムネット、ワムネッ
ト、ゆうなぎ九十九里の評価掲載当
該サイトへのリンクあり）

ゆうなぎ九十九里